

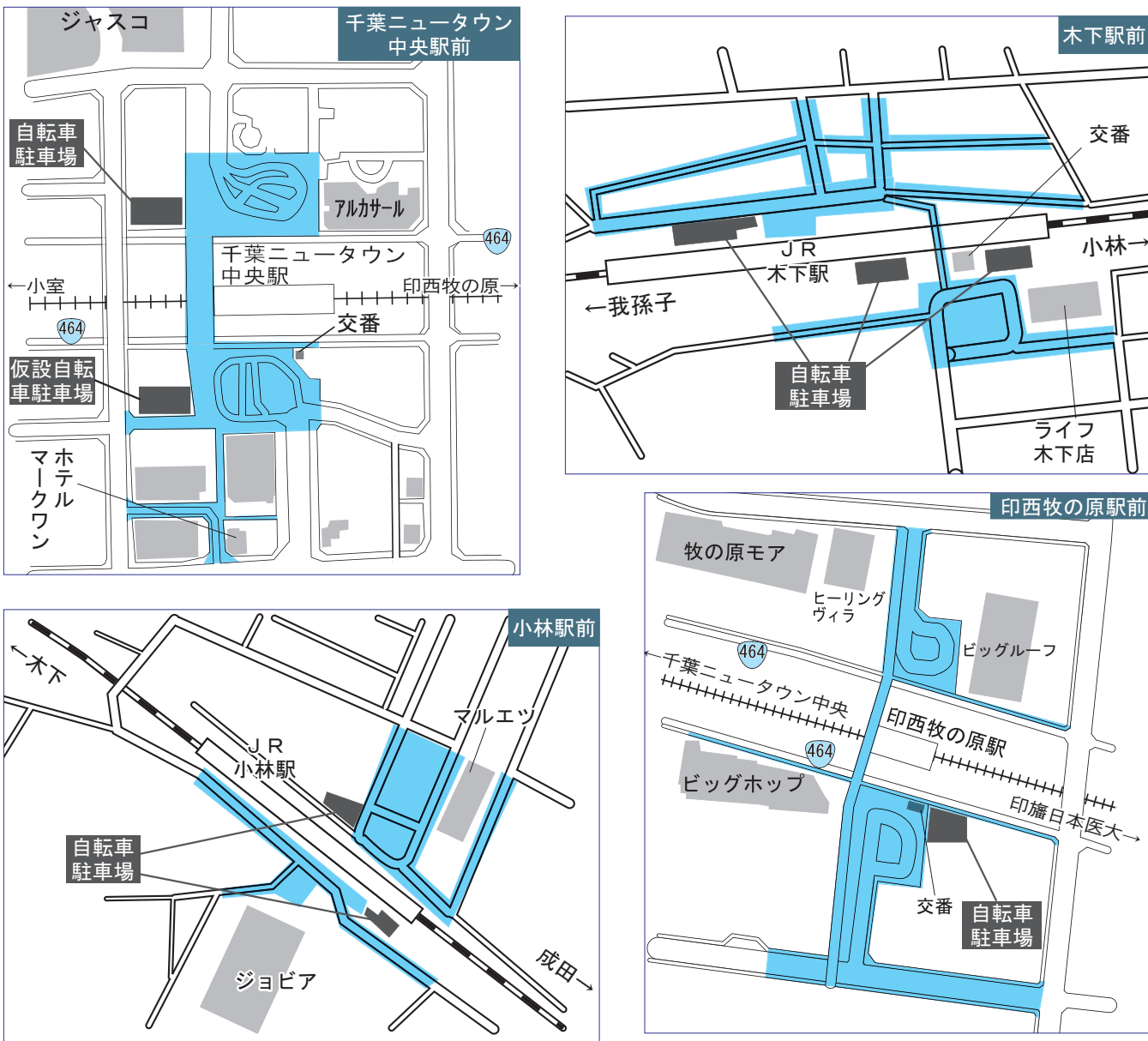
10月1日(金)～11月30日(火)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

市では、駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています(左図参照)。きれいで快適な駅前空間を実現するため、指定された区域に放置した自転車、原動機付自転車(総排気量50cc以下)は、随時撤去作業を行っています。マナーを守り、美しい駅前空間を作りましょう。みなさんのご協力をお願いします。

このクリーンキャンペーン期間のうち、10月22日(金)～31日(日)は「駅前放置自転車クリーンキャンペーン強化週間」です。市も、県内一斉に行われる

●自転車駐車場案内と放置禁止区域図●



※地図中の■部分は自転車等放置禁止区域です

このキャンペーン中に、街頭などで随時啓発活動を行います。

現在、千葉ニュータウン中央駅南口の有料自転車駐車場建設のため、仮設自転車駐車場を開設しています。

また、千葉ニュータウン中央駅北口の有料自転車駐車場の申し込みも随時行っていますので、ご利用ください。

※詳しくは左記まで。
 国土安全課市民安全班(☎内線712)。

10月は水質浄化推進運動月間

印旛沼・手賀沼は、飲料水、農業用水、工業水の水源として、また、水産漁場や県民の憩いの場として、わたしたちの貴重な財産となっています。しかし、周辺の都市化などに伴い、水質が汚濁し、さまざまな利水上の問題も生じています。そこで、印西市を含む関係市町、県および関係団体は水質浄化に努めています。

【家庭でできる浄化対策】
 ①流しでは、ろ紙袋などを使用し、調理くずを流さない。
 ②油はできる限り使い切り、流さないようにする。
 ③食器、鍋などの油は布でふき取ってから洗う。
 ④米のとき汁は、植木にまいたり、無洗米を使うなどで極力流さないようにする。
 ⑤洗車はバケツを使用し、洗剤は控えめにする。
 ⑥石けん・洗剤は適量を使用する。
 ⑦沈殿槽の設置、側溝の清掃を心掛ける。
 ⑧単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換、窒素またはリ

10/18(月)～24(日)は「行政相談週間」

総務省では、行政相談制度について、広くみなさんに理解していただくとともに、気軽に利用していただくため、10月18日(月)～24日(日)を行政相談週間と定め、相談業務を重点的に行っています。

市では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、次のとおり行政相談所を開設しています。国や独立行政法人、特殊法人および自治体の法定受託事務(例えば登記、戸籍、年金、雇用に関する手続、河川・国道や国有財産管理など)について、苦情がある、困っている、こうしてほしい、制度や仕組みが分からないなど、お気軽にご相談ください。

- ※相談は無料で、秘密は固く守られます。
- 日時…毎月第二金曜日・午前10時～午後3時。
- 会場…印西市役所会議棟。
- 行政相談委員…山口進氏、大澤和夫氏、斎藤節男氏、岡田憲雄氏、篠塚寅雄氏。
- 国土秘書広報課広報広聴班(☎内線418・419)、千葉行政評価事務所(行政苦情110番 ☎0570-090110・ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kan-ku/kanto/chiba.html>)。

10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、微生物の働きで

トイレや台所などからの排水をきれいな水にして放流するための設備です。この機能を十分に発揮させるために、専門業者による適正な設置工事と保守点検・清掃が必要です。

また、浄化槽が適正に施工・管理され、正常に機能しているかどうか、指定機関による法定検査を受けることが義務づけられています。わたしたちの周りの大切な環境を守るため、浄化槽の正しい使用と管理を徹底しましょう。

国土千葉県浄化槽協会(☎043-246-1235)、市環境保全課環境保全班。

印旛支所および滝野出張所の休日開庁日の一部業務ならびに開庁を中止

休日開庁を実施している印旛支所(毎週土曜日・午前8時30分～正午)および滝野出張所(毎週土・日曜日・午前8時30分～午後5時15分)では、戸籍システムの更新および庁内ネットワーク接続工事を行います。

このため、左記の日程で一部業務の取り扱い中止ならびに開庁を中止させていただきます。

みなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解ください。【戸籍謄(抄)本、身分証

明書など戸籍に関する証明書の交付業務を中止】
 ●日時：10月16日(土)、17日(日)
 【開庁(終日)を中止】
 ●日程：10月24日(日)。

国土安全課市民安全班(☎内線232・233)、戸籍班(☎内線322・323)、印旛支所市民福祉課(☎1116)、滝野出張所(☎8181)。

2010 国勢調査

調査票の記入はお済みですか

国勢調査は、10月1日を調査期日として、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象に行われています。調査票の提出は、国勢調査員への提出、市役所への郵送提出のいずれかを選択できます。

調査票を受け取っていない、または国勢調査員への連絡が必要な場合などは、左記までご連絡ください。

国勢調査管理課文書統計班(☎内線591・593)。